

予定価格の事前公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八丈町にて発注する工事の請負契約における指名競争入札（以下「工事指名競争入札」という。）に関する予定価格を公表するため、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 この要綱により公表の対象となる工事指名競争入札は、予定価格が130万円を越えるものとする。

(公表の方法)

第3条 公表の方法は、八丈町契約事務規則（昭和39年規則第14号。以下「規則」という。）第39条に規定する通知において、当該入札の予定価格を記載することにより公表するものとする。ただし、規則第30条に規定する最低制限価格については、事前公表は、しないものとする。

(入札の執行条件)

第4条 予定価格を事前公表した入札については、規則に定めるもののほか、次の事項を入札の執行条件とする。

- (1) 予定価格を超える金額の入札は、無効とする。
- (2) 指名業者の事前公表は、行わないものとする。
- (3) 入札回数は1回とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第3項の規定による再度入札は、行わないものとする。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。